

# マスターズ会員制度 運営規則

平成 31 年 1 月 24 日 制定  
(平成 31 年 4 月 1 日 施行)

一般社団法人大阪府中小企業診断協会

この運営規則は、一般社団法人大阪府中小企業診断協会（以下「本会」という）が定めるマスターズ会員制度（以下「本制度」という）の運営について定める。

## 第 1 条（目的）

本制度は、長年にわたり本会の活動を実施されてきた本会会員に対して敬意を払い、本会活動の継続を支援することを目的とする。

## 第 2 条（定義及び資格基準）

定款第 5 条に定める会員の種類及び資格によらず、本制度の利用資格者としてマスターズ会員の呼称を設けるものとする。

マスターズ会員は本会会員（定款第 5 条に定める正会員をいう。以下同じ）のうち、該当年度の 4 月 1 日において満 70 歳以上であり、かつ本会の会員歴が通算 20 年以上である者をいう。

2. 前項の会員歴は本会の入会日より起算し、入退会規程第 5 条による休会中の期間を除くものとする。
3. 新たに本制度の利用資格を得た者には、書面又は電磁的方法により通知する。

## 第 3 条（活動の支援）

本会は、マスターズ会員に対して次の支援を行う。

- ①本会の定時総会終了後の懇親会参加にあたり、その参加費を免除する。
- ②本会の新年互礼会の参加にあたり、その参加費を免除する。
- ③その他、マスターズ会員に対する支援策として理事会の承認を受けたもの。

## 第 4 条（資格の喪失等）

マスターズ会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、本制度の利用資格を喪失するものとする。

- (1)定款第 8 条の規定により本会を退会したとき。

(2)定款第9条の規定により除名処分となったとき。

2. 本制度は、入退会規程第5条による休会中は利用できないものとする。

#### **第5条（所管）**

本制度の所管は総務委員会とし、本規則に定めのない事項については、総務委員長が定める。

#### **第6条（改廃）**

この規則の改廃は理事会の承認を必要とする。